



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和6年1月10日

九州ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、九州ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医科

No.	取扱い	根拠	備考
1	関節リウマチ疑いに対する MMP-3 のみの算定は原則として認められない。	MMP-3 は関節リウマチの関節活動性マーカーで骨破壊と相関するとされるが、抗 CCP 抗体や RF と比べて特異度は低く、関節リウマチ診断の有用性は低い。ただ、関節リウマチ診断確定後では将来の骨破壊と有意の相関があるため、早期治療の必要性評価に優れているとされる。以上より、診断目的の有用性は低いことから、他の関節リウマチに対する検査がなく、関節リウマチ疑いに対する MMP-3 のみの算定は、原則として認められない。	

本件に関する問合せ先
九州審査事務センター
・ 外科審査室外科審査課(TEL:092-688-8302) (佐東)